別表六の二（十四）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　(1)」の欄は、各連結法人の法第81条の18第１項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に令第155条の25第１号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載すること。

3　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額　(18)」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額　(19)」の各欄の記載に当たつては、別表六の二（十四）「５」の欄に外書きした金額を「別表六の二（十四）「５」」に含めて計算すること。

別表六の二(十六)及び別表六の二(十六)付表を削る。

別表六の二(十七)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十七)付表「９」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「９」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「30の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の㉑」）」に、「平・・平・・（別表六の二(二十二)付表「27の②」）／平・・平・・（別表六の二(二十二)付表「28の②」）」を「平・・平・・（別表六の二(二十)付表「２の⑱」）／平・・平・・（別表六の二(二十)付表「２の⑲」）」に改め、同表の記載要領第１号中「改正前の租税特別措置法第68条の15の４第２項若しくは第３項」を「改正前の租税特別措置法第68条の15の４第３項」に改め、同第11号中「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」」を「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」に改め、同表を別表六の二(十五)とする。

別表六の二(十七)付表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の４第２項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。